

施設等予約取扱要領

1 目 的

不要な予約の圧縮と福島ロボットテストフィールド使用承認申請書の早期提出を促進することにより、施設・設備（以下「施設等」という。）の効率的な供与を図り、より多くの使用者の使用要望に応えることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 予 約

使用承認申請書を受理するまでの間、一時的に施設等を使用する権利を留保している状態。

(2) キャンセル待ち

予約がされている施設等に対し重複して予約の申し込みをしている状態。

3 予約の受付

(1) 予約の申し込みは、「施設使用問合票」（以下「問合票」という。）により受け付けるものとする。

(2) 問合票は別途定める。

(3) 問合票は、メールまたは F A X によって受け付けることとし、その宛先は下表のとおりとする。

受付方法	宛 先
メール	robot.yoyaku@fipo.or.jp
F A X	0244-25-2479

(4) 予約の申し込みは、問合票の内容に不備がない場合に、その到着順に受理するものとする。

(5) 予約は、その申し込みの受理が早いものを優先し、キャンセル待ちも同様とする。

(6) 予約の申し込みを受理した場合は、受理した日（以下「申込受理日」という。）の翌営業日 1 5 時までには、受理の状況を申込者に通知するものとする。

4 予約の有効期限

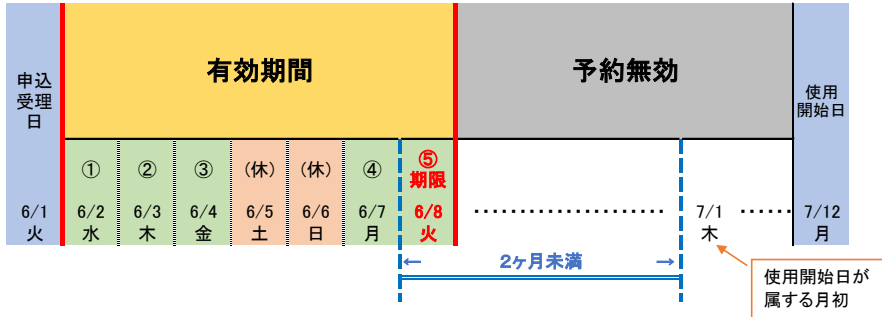
- (1) 予約の有効期限は、申込受理日の翌営業日から起算して5営業日の17:00までとする。
- (2) 有効期限から起算して問合票に記載された使用開始日（以下「使用開始日」という。）が属する月初まで2ヶ月以上あるときは、4(1)の規定に関わらず、使用開始日が属する月の2ヶ月前に当たる月の初営業日の17:00までとする。
- (3) 予約は、その有効期限の経過により失効するものとする。
- (4) 予約の有効期限内に使用承認申請書の提出があった場合で、その内容に不備がある等の理由により当該申請を受理できない間に有効期限が経過する場合は、その有効期限を延長することができる。
- (5) 4(4)の延長できる期限は、技術課長が決定する。
- (6) 適用例は、別紙「有効期限の例」参照。

附 則

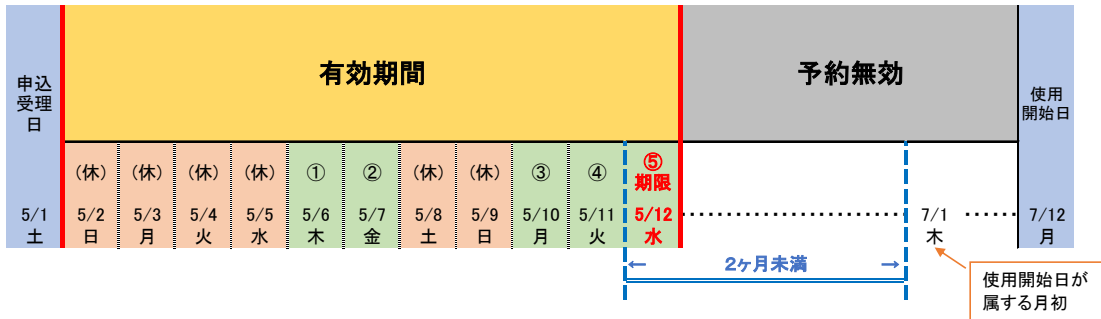
- 1 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 使用日が令和3年4月1日以降のもので、令和3年3月31日以前に仮予約したものについては、申込日が令和3年4月1日であるものと同様に扱う。

有効期限の例

【例1-1】 申込受理日の翌営業日から起算して5営業日の17:00



【例1-2】 申込受理日の翌営業日から起算して5営業日の17:00



【例2-1】 使用開始日が属する月の2ヶ月前に当たる月の初営業日の17:00



【例2-2】 使用開始日が属する月の2ヶ月前に当たる月の初営業日の17:00

